○無線局運用規則(昭和二十
(昭和)
一十五年十
月三十日電波監理系
麥員会規則第十七号)
(十七号)
新旧対照表

改

正

案

傍 線 部 分 は改 正 一部分)

現

行

第 第四 章 略

第 五. 章 地 上基幹放送局 \mathcal{O} 運 用 (第百三十八条―第百三十九条の二

第六章~ 略

放送試験局等に適用する規定

第二 送試験局には、 一条の三 地上基幹放送試験局 地上基幹放送局に関するこの規則の規定を適用す 衛星基幹放送局及び衛星基幹放

同であつて、リニュニーは、放送の開始及び終了に際しては、周辺数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地のであって、リニュニーは、放送の開始及び終了に際しては、周であつて、リニューは、放送の開始及び終了に際しては、一個であって、リニューは、放送の開始及び終了に際しては、一個であって、リニューは、対域の開始及び終了に際しては、

そ 放送局にあつては、 ては、 \mathcal{O} \mathcal{O} 呼 地上基幹放送局は、 段を併 、周波数及び送信方向を、出符号又は呼出名称(国際 がある場合は、 規定する地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるお せて)を放送し (は呼出名称(国際放送を行う地上基幹放送局にあつ)(送局は、放送している時間中は、毎時一回以上自局別に告示するものについては、この限りでない。 呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚 いりでな なければ テレビジョン放送を行う地上基幹 ならない。ただし、 前項ただ

3

基

¥放送局

がは、

玉

際放送を行う場合を

第五章 第四 章 同 Ŀ

放送局 0 運用 (第百三十八条―第百三十九条の二)

第六章~第十章 同 上

第二条の三 送局 、放送試験局等に適用する規 に関するこの規則の規定を適用する。 放送試験局 放送衛星局及び放送試験衛星

放

符号等の放

2 第 いては、この限りでない。 いては、この限りでない。ただし、これを放送することが困難で放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難で好出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う放送局にあつては、周波呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う放送局にあつては、周波 放送局は、放送している時間では、この限りでない。 放送局 は、 放送の 開始 及び終了に際 して は、 局 \mathcal{O}

送信方向を、テー号又は呼出名称 合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合 号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送し ればならない。ただし、 テレビジョン放送を行う放送局にあつては、 (国際放送を行う放送局にあ 前項ただし書に規定する放送局の場 時中は、 毎時 のては、回以上自 以上自局の呼 この 周波数及び局の呼出符 限 りでな 呼出符

除くほか、 つて自局 自局であることを容易に識別することができる方法を の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

「緊急警報信号の使用)

第百三十八条の二 急警報信号を前置して放送することができる。 ため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊 において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにする百三十八条の二(地上基幹放送局は、次の表の上欄に掲げる場合

(略)

2 送したときは、 地上基幹放送局は、 速やかに終了信号を送らなければならない。 前項に規定する緊急警報信号を前置し て放

3 (略)

第百三十八条の三 緊急数(地域符号の使用区分) 分は、 号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。) の使用区百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号 (緊急警報信 次の表のとおりとする。

項に掲げる場合 二 前条第一項の表の二の	合 可及び三の項に掲げる場 前条第一項の表の一の	区分
ち必要と認めるもの広域符号又は県域符号のう	めるものは県域符号のうち必要と認地域共通符号、広域符号又	使用する地域符号

注 する。 局の放送区域の全域とするための符号で、 地域共通符号は、 緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送 全国 1共通 のものと

注注三二 略

略

局 ?の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。 自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自

(緊急警報信号の使用)

第百三十八条の二 号を前置して放送することができる。 があると認めるときは、 たあると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要1三十八条の二 放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において

表 (同上)

2

きは、速やかに終了信号を送らなければならない。 放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したと

3 (同上)

(地域符号の使用区分)

第百三十八条の三 (同上)

注 区域の全域とするための符号で、 地域共通符号は、 緊急警報信号の受信地域を放送局の放送 全国共通のものとする。

注注三二 (同上)

(同上)

0

第 Ļ れ とする電波の 百 ばその電波を発射してはならない。 の発射が 一十九条 の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなけ電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守 を必要とするときは、 地上基: 幹放送 局 発射する前 無線機器 \mathcal{O} に自 試験 局 又 \mathcal{O} は 発射しよう 調整 \mathcal{O} ため

- 2 による視覚の手段をあわせて)を放送しなければならない。送を行う地上基幹放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字語)」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称(テレビジョン放る旨及び「こちらは(外国語を使用する場合は、これに相当する 発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、 基幹放送局は、 前項の電波を発射したときは、 試験電波 その 電 である。
- 3 ら は、 、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければ地上基幹放送局が試験又は調整のために送信する音響又は ば映 な像
- 4 出 力によつてその電波を変調することができる。一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声地上基幹放送局において試験電波を発射するときは、第十四条

確 認 0 ため \mathcal{O} 緊急警報信号の 使 用

第 験信号として終認めるときは、信機の機能確認 男百三十九条の二 (受信機の機能放 **確認をすることができるようにするため必要があるとの二 地上基幹放送局は、受信者が待受状態にある受** て終了信号を送ることが 第百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、 できる。 試

2

第 かつ、地球の点で、混信の防止) 自 対地 転 軸 を軸、 静 止 とし 衛 星 7 地 地 球 球 のの 赤道 自 [転と同 面 上 だ円 <u>ー</u>の)方向及び周型 1軌道を有し、 期

0 発

第

無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければ波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、 電 波射 を必要とするときは、 三十九条 放送局 発射する前に自局の無線機器の試験又は めた後でなければそのによつて聴守し、他のの発射しようとする電は調整のため電波の発

後及びその発射中十分ごとを標準として、試放送局は、前項の電波を発射したときは、 放送局は、前項の電波を発波を発射してはならない。 試験電波である旨及び その 電 波 \mathcal{O} 発射 \mathcal{O} 直

2

- 3
- 4 規 0 定にかかわらずレコード又は低周波発振器放送局において試験電波を発射するときは てその電波を変調 て試験電波を発射するときは、 することができる。 ・ 賃 十 匹 条 第 一 項 の

第 紹言二十九条の二 (受信機の機能な きは、能確認 L て終了信号を送ることが ·確認をすることができるようにするため必要があると認めると三十九条の二 放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用) 第百三十八条の二 一第三項の規 できる。 定にかかわらず、 試験信号と

2 同 上

第二百六十二条 (混信の防止) カン 地球 \mathcal{O} 自転対 軸地 を 静 軸として 7 地 地 球 球 \mathcal{O} の赤道面上 元に円 \mathcal{O} 方 軌 (向及び 覚を有 周 期

2 • 3 マーコー で回転する人工 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波 の発射する電波

に必要な措置を執らなければならない。 | 「一切の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去るの間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する衛星の電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点 | 「本屋局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、そ 「本屋屋をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局

た衛のの以でめ星地発外回 に必要な措置を執らなければならない。
「局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去する。「球局との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する放送」「対する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点がの人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、そ日転する人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局

2 3 同上